

平成26年度 飯塚市障がい者施策推進協議会 会議次第

日 時 平成27年3月2日（月）

午後2時

場 所 立岩公民館3階 中研修室

1 開会

2 第4期 飯塚市障がい福祉計画の策定について

(1) 計画原案に関する市民意見募集結果及び回答案

(2) その他

3 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組みについて

4 その他

5 閉会

提出者	番号	意見等の内容（原文の通り）	計画書 該当箇所	ページ	意見等の要旨	回答	対応区分
40代女性	1	保育だけでなく、幼稚園の記載をしないのはなぜですか？	第2章 障がい者を取り巻く状況 2 障がい者の状況 (7) 障がい児の状況 ①保育の状況	11	幼稚園における障がい児の在籍状況が記載されていないのはなぜか。	<p>市内には13か所（公立3、私立10）の幼稚園があり、平成26年5月1日現在で1,546人（公立205、私立1,341）の園児が在籍しています。</p> <p>保育所の場合は公立・私立とも入所申込を市で一括して受け付けているため全ての在籍児童について把握することができますが、私立幼稚園については市を経由せずに直接入園を申し込むことになるため、在園児の詳細な状況を把握できないのが現状です。よって、統計として不十分なものになると判断したため、保育所の状況のみ掲載することとしました。今後、幼稚園・保育所と小学校間の連携を図る上でも、幼稚園在園児の障がいの状況については調査方法等を検討したいと考えています。</p> <p>児童については、手帳を所持していなくても発達障がい疑われるなど、障がいの有無を判断するのが難しいケースも多くありますが、本市では現在、保健センターが実施している保育所や幼稚園への（保健師と臨床心理士による）巡回相談が、何らかの障がい（の疑い）のある児童を発見する機能を果たしています。よって、保育所及び幼稚園全体における障がいのある児童の状況については、計画原案14ページに記載している「巡回相談の結果、個別相談に至った児童数の推移」を併せて参照することによって、より正確に把握できるものと考えています。</p> <p>なお、計画書に記載している「保育所に在籍している障がい児数」は「障がい者手帳を所持している児童数」のみを表したものであるため、11ページの説明文における「または医師から発達障がい等に関する診断を受けている児童」の記述は削除する形で訂正させていただきます。</p>	原案通り
	2	在籍児童数に対して障がい児の人数が少ないのは診断を受けた児童限定だからだと思いが、通常学級には6%在籍していると言われていたことも記載したほうがいいのではないのでしょうか？	第2章 障がい者を取り巻く状況 2 障がい者の状況 (7) 障がい児の状況 ②就学等の状況	12	発達障がいの可能性のある児童生徒が通常学級に約6%在籍しているという調査結果が出ていることも記載したほうがよいのではないかと。	<p>ご指摘のように、文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常学級には6.5%在籍していることが推定されるという調査結果が報告されています。この調査結果は、「発達障がいのある児童生徒の割合」を示すものではなく、「発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」を示すものであること（発達障がいの専門家による判断や医師による診断によるものではないこと）に留意する必要があります。</p> <p>このたび公表した第4期「障がい福祉計画（原案）」の第2章は、障がい児・者に関する本市の各種統計をまとめた部分となっており、障がい児の就学状況を示すデータとして「特別支援学級に在籍する児童生徒数」を掲載しているところです。</p> <p>本市では現在、障がい者施策全般の基本的方向性をまとめた第3期「障がい者計画」（平成25年度策定）に基づき関係施策をすすめており、この計画の中に「成長段階に応じた療育・保育・教育の推進」という章を設けて学校教育について記載しています。ご指摘の文部科学省の調査結果は、本市における障がいの可能性のある児童生徒に対する学校教育の方向性を検討する際に有益なものと考えます。このような国の実施した調査等に基づく全国的な傾向については、今後、「障がい者計画」の内容を計画期間（平成26年度から10年間）内に必要に応じて見直す際に「現状と課題」として同計画に記載することにより、本市の施策の方向性を裏付ける材料として活用できるものと考えられます。</p> <p>よって、今回の「障がい福祉計画」の記載内容は原案通りとさせていただきます。</p>	原案通り

飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見及び回答一覧表

提出者	番号	意見等の内容（原文の通り）	計画書 該当箇所	ページ	意見等の要旨	回答	対応区分
	3	国の指針を踏まえ4%削減目標になっているが年齢等の対象があるのですか？障がいの重度でままるのですか？	第3章 平成29年度に向けた成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行	16	削減目標の「4%（以上）」はどのような考え方によるものなのか。	この目標は、年齢や障がいの程度（手帳の等級や障がい支援区分など）によって特定された対象者の地域移行を図るという趣旨のものではなく、「適切な支援があれば地域で生活できると考えられる施設入所者」をできるだけ多く地域生活に移行させるための様々な取り組みの結果として、施設入所者が（新規入所による増や死亡などによる減も含めて）全体的に、平成25年度末から29年度末までの4年間で4%以上の削減となることを目指すものです。	原案通り
	4	地域生活への移行もグループホームの受け皿が増えるのですか？結局、自宅へ帰らされ家族の負担が増えるのではないのでしょうか？親が活着ている間はどうか？親が活着ている間はどうか？親が活着ている間はどうか？P17に「親亡き後」とありますが飯塚市がそこまでできるのでしょうか？	第3章 平成29年度に向けた成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 2 地域生活支援拠点等の整備	16 ・ 17	施設入所者の地域生活への移行のための受け皿や、親亡き後の障がいの地域での生活の場が整備される見通しがあるのか。	障がい者の地域生活への移行については平成26年度までの第3期「障がい福祉計画」においても目標として掲げられており、全国的に重要な課題として認識されているものです。とはいえ、施設から自宅への移行については、ご指摘のように家族の負担を増やすばかりか障がい者自身にとって不利益になるおそれもあるため、事前に関係者によって十分な支援体制を整備した上で地域移行を図るべきであると考えます。 グループホームは、障がい者が地域で自立して生活するための受け皿であり、「親亡き後」も自宅以外で必要な支援を受けながら暮らしていくことのできる場として重要です。また、障がい者が地域での生活を継続していくためには、生活の場の確保に加えて相談支援体制や地域住民の理解・協力が不可欠となります。今後、本市として民間事業者に対する国の施設整備補助金に関する情報提供等を通じてサービス基盤の整備を図るとともに、日常生活における様々な相談を受け付ける窓口の周知や、障がい者に対する理解促進のための啓発等に努めることによって、地域での体制整備に向けた取り組みを推進したいと考えています。	原案通り
	5	一般就労移行とも書かれていますが、今、現在ハローワークに行っても「障がい者」の就労先が無い現状を重々承知の上ですよね？	第3章 平成29年度に向けた成果目標 3 福祉施設から一般就労への移行	18	一般就労への移行に関する成果目標が設定されているが、現状では困難ではないか。	障がい者の一般就労への移行には今なお課題が存在しているものと認識しておりますが、本計画の策定を機に、今後も公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、民間事業者に対する啓発などの関連施策を推進することによって、目標の達成を図ろうとするものです。	原案通り
	6	「関係機関と連携して早期発見につなげるとともに」とありますが、早期発見に繋げるための手段は何をされるのですか？3歳児健診からトレーニングに繋がるまで6か月もかかり入園に間に合いません。飯塚市の健診は4・8・1歳6か月・3歳これでは早期発見には繋がらないと思います。気になる子どもに対して、もっと頻繁に行けるようにしてほしいです。稲築では成長が遅い子どもでも、「毎月、健診に来ていいよ」と言ってくれました。	第5章 障がいのある児童への通所サービス及び相談支援	24	障がいの早期発見のためには、乳幼児の定期健診をもっと頻繁に受けられるようにするべきではないか。	飯塚市（保健センター）が実施している定期健康診査は4か月、8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象としていますが、このほかにも毎月、定期健診と同じ会場（穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センター ハーモニー）で育児相談を受け付けており、定期健診の際に来場された保護者にご案内しています。 また、保健センターではお子さんの発達に関する相談を随時受け付けており、保健師がご自宅へ訪問したり、言語等に関する個別相談や集団による運動教室等をご案内したりするほか、社会・障がい者福祉課と連携して関係機関をご紹介することなどを通じて障がいの早期発見、早期対応に努めておりますので、いつでもお気軽にご連絡ください。	原案通り

飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見及び回答一覧表

提出者	番号	意見等の内容（原文の通り）	計画書 該当箇所	ページ	意見等の要旨	回答	対応区分
	7	児童発達支援に関しても、今現在でもトレーニングの空き時間が無いのが現状です。今ある施設を増床させスタッフも増やした受け入れ態勢を作らないと行き場の無い子どもたちがいます。			児童発達支援事業所を利用したくてもできない児童がいるので、事業所の定員やスタッフを増やす必要がある。	近年、障がい児通所支援のサービスを提供する事業所は徐々に増えてきましたが、現段階では（特に夏休みなどの長期休暇期間に）ご指摘のような「行き場の無い」児童が存在している状況は承知しております。 本市としても、今後の地域におけるサービス供給体制の充実に向けて、民間事業者に対する各種情報提供などを行ってまいります。	原案通り
	8	保育所等訪問支援に関してはスタッフに対して支援があるかもしれないませんが、そこから保護者にどう繋ぐのですか？保育士から言われてもピンとこない親もいるし反感する親もいます。	第5章 障がいのある児童への通所サービス及び相談支援 1 障がい児通所支援の必要量見込み 3 必要な見込量確保のための方策	24 ・ 25	保育所等訪問支援による保育士への助言等を保護者にどのように理解してもらうのか。	保育所等訪問支援は、他の障がい児通所支援サービスと同様に保護者による申請を経て「当該児童に対するサービスとして」市が支給決定し、保護者がサービス事業所と契約する形になっています。従って、保護者が事前に保育所や事業所と（このサービスの利用について）同意しているという前提になりますので、事業所からの助言等に対して全く理解を示さないという懸念は薄いと考えられます。 しかし、児童の場合は一般的に、保護者の側に発達障がいに関する理解が不十分な場合、あるいは保育士等の側に専門的知識が不十分な場合などにおいて、ご指摘のような「ピンとこない」「反感を覚える」という状況が発生することは想定されますので、今後も児童福祉部門や教育委員会と協議・調整しながら、発達障がいに関する知識の普及啓発や研修等による保育士等スタッフの資質向上に努める必要があると考えています。	原案通り
	9	障がい児通所支援もサービス量の確保も今現在できていません。			障がい児通所支援の必要なサービス量が供給できていない。	上記の質問番号7に対する回答のとおり、計画期間内において必要な見込量の確保を図りたいと考えています。	原案通り
	10	理解促進研修・啓発事業と記載されていますが今現在されていますか？	第6章 地域生活支援事業 1 必須事業	26	理解促進研修・啓発事業を実施しているのか。	現在本市では、障がい者週間（12月上旬）に合わせた市報への啓発記事の掲載、バリアフリーマップの作成を通じた民間事業者等に対する啓発、障がい児・者ガイドブックの関係機関への配付による（障がい当事者以外への）知識の普及啓発を行っています。 また、「みんなの健康・福祉のつどい」や地域ごとの自治会関係者の会合など様々な機会を通じて市民の皆様に情報提供を行うことや、サン・アビリティーズいづかで開催されている障がい者スポーツ大会等のイベントにおいてボランティアスタッフと障がい者が交流する機会を提供することなどにより、障がい者に対する理解の促進を図っているところです。 平成25年度に策定した第3期飯塚市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するためには、障がいのない市民を対象とした啓発が不可欠であり、各地区で実施されている人権研修会等の機会も活用しながら、今後も引き続き上記の取り組みにとどまらず「理解促進研修・啓発事業」の内容を検討してまいります。	原案通り

飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見及び回答一覧表

提出者	番号	意見等の内容（原文の通り）	計画書 該当箇所	ページ	意見等の要旨	回答	対応区分
	11	地域活動支援センターに関しても周知されていないのではないのでしょうか？	第6章 地域生活支援事業 1 必須事業	29	地域活動支援センターについて周知されていないのではないかと。	本市の公式ホームページに掲載している「飯塚圏域障がい者関連施設紹介」の中で、通所及び居住系障がい福祉サービス事業所と併せて地域活動支援センターも紹介しています。 しかし、従来から当課窓口等で配布していた障がい者ガイドブックには掲載しておらず、ご指摘のとおり周知が不十分な面もありました。平成27年度版のガイドブックには障がい者の社会参加を促進するための施設として掲載するとともに、情報を必要とする方が集まる障がい者福祉関連の各種講演会や研修会など様々な機会を通して周知を図りたいと考えています。	原案通り
	12	「改善に向けた取り組みに繋がっていくために協議することができるとありますが、どのように進めていくのか、わかりません。」	第7章 計画の推進体制等 1 関係機関との連携に関する事項 (1) 関係機関との連携	32	自立支援ネットワークのあり方の見直しについて、協議できるしくみづくりをどのように進めるのか。	計画書に記載のとおり、従来の「不特定多数の関係者によるネットワーク型」の自立支援協議会のあり方を見直し、構成員を明確にして「話し合うことのできる場」として再編成するため、構成員の人選や全体的な組織のあり方等について、他の圏域の自立支援協議会の運営事例を調査しながら嘉麻市・桂川町とともに検討しているところです。 今後、並行して関係行政機関やサービス事業者、当事者団体等の関係者とも協議しながら、新たな形態の「自立支援ネットワーク」の構築を目指したいと考えています。	原案通り
	13	情報が当事者に全く届いていないです。	第7章 計画の推進体制等 3 その他の事項 (1) 制度、サービス等に関する情報提供の充実	33	相談窓口やサービス等に関する情報が当事者に届いていない。	過去の障がい者計画・障がい福祉計画策定時に実施したアンケート調査結果などにより、情報提供の重要性は市として認識しているところです。市役所の本庁や各支所、サン・アビリティーズいづか等の関係窓口や公式ホームページ等において、相談支援機関や各種サービスをはじめとした様々な情報提供を行っていますが、ご指摘のように今なお「情報が届いていない」と感じる方がいらっしゃることは重要な課題であると受け止めております。 今後の取り組みとして、上記の質問番号11に対する回答と同様に、情報を必要とする方が集まる講演会や研修会など「窓口以外での情報提供」に努めてまいります。	原案通り

## 用語解説の改訂について（第4期飯塚市障がい福祉計画）

ページ	用語	解説文	
		旧	新
12	特別支援学級	障がいの比較的軽い子どものために小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級	障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を行うことを目的として小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級

## ～参考～

## 学校教育法（抜粋）

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 平成27年度飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針の作成について

## 1. 平成27年度の調達方針の考え方

## (1)平成27年度調達方針

- ・ 概ね平成26年度調達方針を踏襲する。
- ・ 物品調達の更なる推進を図るため、福岡県「障害者収入向上支援事業」販売開拓員との連携について追加掲載する。

## (2)平成 27 年度調達目標

- ・ 平成 27 年度調達目標については、現方針同様、前年度(平成 26 年度)実績(見込)を上回ることを目標とする。

## (3)施行日 平成27年4月1日(予定)

## 2. 平成26年度調達実績見込み

## (1)目標達成状況

(平成27年1月31日現在)

種別	① 平成 25 年度実績額 (消費税込)	② 平成 26 年度目標額 (消費税込)	③ 平成 26 年度実績見込額 (消費税込)	目標 達成
物品	1,669,500円	1,717,200円	2,382,907 円	○
役務	3,238,400 円	3,330,925 円	4,800,315 円	○
合計	4,907,900円	5,048,125 円	7,183,222 円	○

※②:目標額を①の消費税(5%)抜き価額と同額で設定し、新たな税率(8%)に換算した金額

※本年度終了後、調達の実績を公表予定

## (2)実績見込み内訳

種別	内容	件数	金額 円
物品	賞状(和紙)	1	2,000
	バイオディーゼル燃料	2	1,193,540
	記念品・祝品	2	1,187,367
	小計	4	2,382,907
役務	草刈り	17	2,656,595
	清掃	3	1,528,200
	印刷	2	615,520
	小計	22	4,800,315

## 平成 27 年度 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針（案）

平成 27 年 4 月 1 日

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（通称：障害者優先調達推進法）第 9 条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 方針の対象範囲

この方針は、飯塚市の全組織を対象とする。

## 3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

## 4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品名	用途、使用例
物品	菓子、加工食品等、野菜、小物雑貨等	記念品・景品
	弁当	昼食弁当
	封筒、ハガキ、事務用品等	事務用品
	バイオディーゼル燃料	燃料費
役務	草刈	施設・公園内草刈
	清掃	施設内外清掃
	印刷	ポスター、チラシ、冊子
	情報処理・テープ起こし	
	クリーニング、リネンサプライ	
	飲食店等の運営、その他の作業	

## 5 平成 27 年度調達目標

物品及び役務ごとに、調達実績額が平成 26 年度の調達見込額を上回ること。

《参考》

種別	平成 26 年度の調達実績額
物品	2, 382, 907 円
役務	4, 800, 315 円
合計	7, 183, 222 円

## 6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、庁議において、調達方針や目標を決定し、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等を庁内に展示し、各部署において物品調達の検討がしやすい環境を整備するとともに、来庁者にも周知し、障がい者に対する理解の促進と受注機会拡大の支援に取り組む。
- (4) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食（弁当）の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地元施設を優先させるものとする。
- (6) 各部署のニーズにあった商品が提供できるよう、福岡県「障がい者収入向上支援事業」における販路開拓員との連携をはかる。

## 7 調達実績の公表

- (1) この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績については、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

## 8 進行管理等

- (1) 年度途中での調達状況の把握等の進行管理を行い、各部署に対し調達を促すとともに、次年度の調達方針に反映していく。
- (2) 飯塚市障がい者施策推進協議会において、実績の評価と課題の分析を行い、次年度の調達方針に反映していく。

## 9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は福祉部社会・障がい者福祉課とする。

## 10 その他の事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (2) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。

# 資 料

---

## ■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市規則第 114 号

改正 H19—38(題名改称)、H25—25

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)第 3 条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(H19—38 一改)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 所管に属する社会福祉法人に関する事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(H19—38、H25—25 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(H19—38 一改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第 8 条 協議会は、第 2 条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(H25—25 一改)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日 規則第 38 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 規則第 25 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## ■ 平成 26 年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	鐘ヶ江 淳一	近畿大学九州短期大学 教授	学識経験者	会長
2	丸野 陽一	飯塚市医師会（丸野クリニック院長）	学識経験者	副会長
3	許斐 孝史	社会福祉法人 佐与福祉会 多機能型児童発達支援事業所 森の子 管理者	社会福祉関係者	
4	高橋 泰子	社会福祉法人 茜会 理事長	社会福祉関係者	
5	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園 理事長	社会福祉関係者	
6	山本 真理子	医療法人 社団豊永会 グループホーム ぼくらの家 施設長	社会福祉関係者	
7	江原 喜人	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター 医用工学研究員	社会福祉関係者	
8	岡本 政孝	飯塚市社会福祉協議会 地域課長	社会福祉関係者	
9	時川 宏臣	飯塚市民生委員児童委員協議会 理事	社会福祉関係者	
10	堂園 欣寛	飯塚市身体障害者福祉協会 会長	福祉団体代表者	
11	野上 和男	飯塚市手をつなぐ親の会 会長	福祉団体代表者	
12	辻田 雄一	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 会長	福祉団体代表者	
13	山下 弘美	飯塚市立小・中学校校長会（目尾小学校校長）	教育関係者	
14	井上 清和	飯塚公共職業安定所 所長	関係行政機関 代表者	
15	中竹 秀博	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 社会福祉課長	関係行政機関 代表者	
16	多田 憲昭	飯塚市自治会連合会 理事	その他 住民代表等	
17	原 英之	部落解放同盟飯塚市協議会 副委員長	その他 住民代表等	
18	有吉 公俊	公募委員	その他 住民代表等	
19	山梨 宗治	公募委員	その他 住民代表等	

## ■ 第4期 飯塚市障がい福祉計画策定の経緯 ■

開催日	内容
平成26年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回 飯塚市障がい者施策推進協議会</li> <li>・ 計画策定の考え方及び計画の期間</li> <li>・ 策定の方法及びスケジュール</li> <li>・ 計画の構成</li> </ul>
平成26年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2回 飯塚市障がい者施策推進協議会</li> <li>・ 第2期飯塚市障がい者福祉計画の推進状況等について</li> </ul>
平成26年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第3回 飯塚市障がい者施策推進協議会</li> <li>・ 計画素案について</li> <li>・ サービス等の必要見込量について</li> </ul>
平成26年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4回 飯塚市障がい者施策推進協議会</li> <li>・ 計画素案（改訂版）について</li> <li>・ 計画原案に関する市民意見募集について</li> </ul>
平成26年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 飯塚市障がい者施策推進協議会会長より市長へ計画案を答申</li> </ul>
平成27年1月6日 ～2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「飯塚市障がい福祉計画（原案）」に関する市民意見募集の実施</li> </ul>
平成27年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第5回 飯塚市障がい者施策推進協議会</li> <li>・ 市民意見募集結果及び意見への回答案について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成27年3月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第4期飯塚市障がい福祉計画（案）を承認・決定</li> </ul>
平成27年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民意見に対する回答の公表</li> </ul>

## ＜第4期飯塚市障がい福祉計画＞

平成27年 3月発行  
発行 飯塚市 福祉部 社会・障がい者福祉課  
〒820-8501  
飯塚市新立岩5番5号  
電話 (0948) 22-5500  
FAX (0948) 21-6356